

## 一般競争入札公告

沖縄県農業研究センターが発注する車両燃料単価契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年4月11日

沖縄県農業研究センター所長

### 1 一般競争入札に付する事項

- |     |        |                  |
|-----|--------|------------------|
| (1) | 件名     | 令和4年度車両燃料等単価契約   |
| (2) | 内容     | 車両及び農業機械等の燃料     |
| (3) | 購入予定品目 | レギュラーガソリン 7,740L |
|     |        | 軽油 2,968 L       |

※数量は予定であり、調達量を保証するものではない。

- |     |         |   |
|-----|---------|---|
| (4) | 対象となる車両 | 沖縄県農業研究センター（糸満市真壁 820 番地）が保有する公用車 23 台 ※年度内増減あり |
| (5) | 納入期間    | 契約日～令和5年3月31日                                   |

### 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）第2条の規定に基づく競争入札参加資格者名簿（有効期間至令和5年10月31日）の種目「石油」に登録された者。
- イ 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに警察当局から排除要請がある団体でないこと。
- (2) 農業研究センター（沖縄県糸満市真壁 820 番地）から直線距離でおおむね 5.0km の範囲に給油所（協力店を含む）があること。
- ※協力店とは、業務提携等を結んでいる他の事業者のことをいい、沖縄県が受注者と締結した契約条件で給油等の提供を行えることとする。

### 3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出した者。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及び、それらの利益となる活動を行う者。

#### 4 入札参加申込及び期間

本件に係る入札に参加予定の者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を受付期間内に次の場所に提出すること。（郵送の場合は、書留郵便による。ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。）

入札参加資格の有無については、申請書確認の上、申請人に通知する。

- (1) 受付場所 〒901-0336 沖縄県農業研究センター 総務管理班  
沖縄県糸満市真壁 820 番地
- (2) 受付期間 令和4年4月11日(月)から令和4年4月18日(月)17時まで  
受付時間 9時～12時、13時～17時（土・日・祝祭日を除く）

#### 4 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和4年4月22日(金) 11時00分 開始
- (2) 入札会場 沖縄県農業研究センター 本館2階 小会議室

#### 5 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

#### 6 入札保証金の額

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

#### 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 談合又はその他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

## 10 その他

- (1) 最低制限価格は設定しない。
- (2) その他詳細については、入札説明書による。